

V 売上取引の変化で内部統制や開示にも影響が 収益認識基準の適用2年目 で検討すべきポイント

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士

宮崎 徹

はじめに

● 売上取引に変化があった場合には、適用初年度の整理がそのまま適用できない場合があるので、変化の都度、会計処理および開示を検討する必要があります。

● 売上取引の変化を網羅的に捕捉できる内部統制を構築する必要がある。

● 開示目的に照らして、四半期でも開示が求められる「収益の分解情報」も含め、収益認識に関する開示がより適切なものとなるように、改善すべき点がないかあらためて検討し、継続的な改善に取り込むことが重要である。

3月決算会社の多くは、原則適用である2022年3月期から企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「基準」という)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」といい、基準と合わせて「収益認識基準等」という)を適用したことと思われる。適用にあたっては、多くの会社で、自社の売上取引を洗い出し、分類整理し、収益認識基準等へ当てはめ、会計処理・開示を検討する、というプロセスを経たことと推察される。2023年3月期においても、基本的にはこれらの検討結果を引き継ぐことになる

が、昨今のビジネス環境の変化が激しいなかで、会社の売上取引が変化していないとは限らない。収益認識基準等は、収益認識という企業の事業目的の根幹をなす部分を定めた基準であり、適用初年度における整理で安心せずに、継続的な検討が必要となる点に留意が必要である。

本章では適用2年目となる2023年3月期において留意したいポイントについて解説する。なお、文中意見に係る部分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げる。

ビジネスの変化等の有無の確認

新規ビジネスを立ち上げた場合や顧客との契約に変更があった場合な

どには、収益認識基準等に基づき会計処理を検討することになる。また、会社にとってその変更の影響が一定程度の割合を占めるなど重要性がある場合には、開示に与える影響も考慮する必要がある。ここでは、どのような事象が起きると、収益認識に関してどのような点を検討することになるか、いくつかの具体的なケースを想定しながら、その留意点を確認していく。

(1) 新規ビジネスの立上げ

会社が新たなビジネスを立ち上げた場合には、一から会計処理を検討することになる。新しい売上取引を検討する際には、まずは当該取引をどの会計基準に基づき処理することになるのか検討することが最初のポイントになる。基準3項では、基準の適用範囲外の取引が示されており、たとえば、金融取引、リース取引、一定の不動産の譲渡取引、暗号資産および電子記録移転権利に関連する取引は適用範囲外となるため、それらに該当しないか確認する必要がある。

新規取引が収益認識基準等の対象であれば、いわゆる5ステップに従って、①契約の識別、②履行義務